

# しが生物多様性取組認証制度について

## 1. はじめに

### (1) 生物多様性、生態系サービスとは

生物多様性は、生きものがいろいろな場所に多様な種が生息・生育し、互いに関わり合いながらつながっていることを指し、生物多様性が健全な状態にあることで、各種原材料を始め、災害の防止、景観、物質循環などの様々な自然の恵み（生態系サービス）を受け取れます。業種によって大小はありますが、これらの生態系サービスを利用して事業が行われていると言えます。

また、生態系サービスのうちの森林や野生鳥獣、水産資源などに加えて水、鉱物などの無生物資源を合わせたものを自然資源（天然資源）と言い、自然資源は経営を支える資本（自然資本）と捉え、適切にその価値を評価し、持続的に利用することが重要になっています。

一方で、生物多様性の劣化の根本的な原因は人間の社会・経済活動にあります。そのため、事業活動における生物多様性の保全や自然資源の持続的な利用は重要です。（参照：第2版事業者のための生物多様性民間参画ガイドライン、環境省）

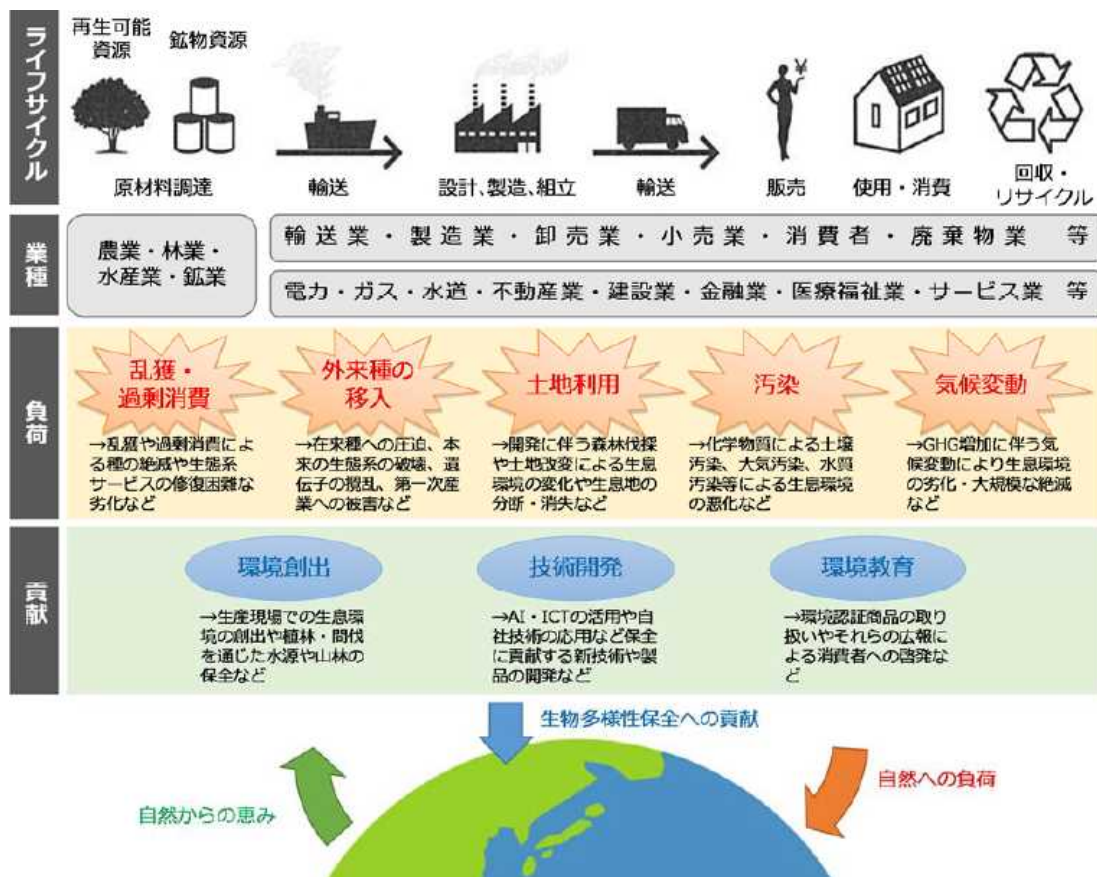


図1 事業活動と生物多様性との関係 出典) 環境省 生物多様性民間参画ガイドライン (第2版)

## (2) 経緯

世界的には、持続可能な開発目標（SDGs）として、17の目標が設定され、経済成長、社会的包摂（誰一人取り残さない）、環境保護という3つの主要素を調和させることが不可欠とされ、経済と社会が持続可能であるために自然資本が重要であることが示されています。



図2 SDGsの17の目標と自然資本の関連性

(参照：SDGs “wedding cake” illustration presented by Johan Rockstrom and Pavan Sukhdev)

また、滋賀県では平成27年3月に自然本来の力を活かし、世代を超えて引き継ぐ「いのちの守(も)り」を理念とした「生物多様性しが戦略」を策定しました。

この生物多様性しが戦略の短期目標Ⅱでは、社会経済活動における生物多様性の保全・再生への配慮の組み込みと、生態系サービスの持続可能な利用の取り組みを掲げています。

## (3) 課題

### 事業者視点

- 既に生物多様性に取り組んでいる企業
  - ・取り組みが適切に評価されていない、情報発信の機会や場が限られている
- これから生物多様性に取り組む企業
  - ・何から始めるか、何が生物多様性の取り組みなのかかわからない

### 滋賀県視点

- ・生物多様性に関する企業の取り組みに対して十分な支援ができていない
- ・生物多様性に対する理解と行動の促進が不十分

#### (4) 目指すもの

しが生物多様性取組認証制度は、**生物多様性の保全と自然資源の持続的な利用に取り組む事業者を認証**し、その企業名等を公表することにより、生物多様性に取り組んでいる事業者を「見える化」し、認証制度への申請を通して生物多様性の保全と利活用への取り組みの裾野を広げます。また、他の事業者の活動を促進できる取組内容を広く発信し、県内に取り組みの輪を広げます。

認証マークを使用した企業のPRや取組内容の発信により、県内の生物多様性および生態系サービスへの意識を向上し、**社会経済活動に波及することを目指**します。

### しが生物多様性取組認証制度

- ・ 本業、地域貢献活動など自然資源の持続可能な利用の取組や生物多様性保全活動などを行う企業等を認証し「見える化」
- ・ 県内の取組を発信し、「取組の輪を広げる」



### 事業活動における生物多様性の取組

自然資源の持続可能な利用  
生物多様性に配慮した製品やサービスの提供  
生息・生育地の保全活動 など



図3 しが生物多様性取組認証制度

## 2. しが生物多様性取組認証制度とは

### (1) 認証制度の概要

事業活動における生物多様性の保全や自然資源の持続的な利用に関する取り組みをチェックシートにより確認し、その項目数に応じて3段階（1つ星～3つ星）で認証をします。

### (2) 具体的な支援の内容

- 知事名の認証書を授与します。
- 認証マークが使用できます。
- 認証事業者として、事業者名または事業所名を滋賀県のホームページや自然環境に関するイベントなどで広く発信することにより、事業者のイメージアップにつながります。